

指定更新の流れ

1

事業者への指定更新の手続き案内(通知)

平成26年9月11日



2

事業者からの指定更新書類の提出

平成26年10月17日



3

提出書類の確認及び現地調査の実施

平成26年11月6日
現地調査



4

福岡県への事前の届出
【介護保険法第78条の2②】

平成26年11月6日

介護保険運営協議会での意見聴取
【介護保険法第78条の2⑥、第115条の12④】

平成26年11月25日

○市内の事業所に本市以外の被保険者が利用している場合には、当該被保険者の市町村(保険者)から同意要請がされる。

【介護保険法第78条の2④(4)、第115条の12②(4)】

※本市での指定更新の可否が決定した後に、各保険者に同意の有無を回答することになる。



5

事業者への指定更新の通知(指定更新の可否の決定)

平成26年11月下旬



6

公示及び福岡県への届出
【介護保険法第78条の11(1)、第115条の20(1)】

平成26年11月下旬